

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成30年7月18日（水）
- 2 開会日時及び場所
平成30年7月18日（水） 午後2時50分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 平成30年7月18日（水） 午後4時15分

4 委員氏名

(1)出席者（17名）

(1番)石川 眞平 (2番)池田 静枝 (3番)中山 博祐 (4番)宇多村史朗
(5番)井元 均 (6番)吉本 典正 (7番)木原 伸二 (8番)古谷 修造
(9番)光井 憲治 (10番)田村 正信 (11番)石田 卓成 (13番)鹿角 清美
(14番)池田 圭介 (15番)原田 道昭 (16番)内田 成男 (17番)三輪 栄一
(18番)藤井 伸昌

(2)欠席者（1名）

(12番)熊安 悦子

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	富永大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第38号 農地転用事業計画変更申請承認について（期間延長）
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
報告第47号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第48号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第49号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約について

報告第50号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第51号 現況証明書の発行について

報告第52号 農地法施行規則該当転用届について

報告第53号 時効取得の通知について

報告第54号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

8番 古谷 修造委員

9番 光井 憲治委員

午後2時50分開会

○事務局 7月の月例総会を開催いたします。

本日御欠席の委員は、12番、熊安委員です。

過半数の委員の御出席がありますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

では、会長に御挨拶いただき、引き続き議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、8番、古谷委員さん、9番、光井委員さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第35号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されており、所有権移転が6件、使用貸借による権利の設定が1件となっております。

目的は、規模拡大が6件、新規就農が1件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 今回、石田委員さんが、今お見えですが、初めは欠席ということだったので、私が代行してやることになっていたもので、説明します。補完事項については、石田さんに聞いていただけたらと思います。

今回、この——の議案については、依頼を受けた私が立ち会いに行きました。

議案35号の1は、私は、現地確認はしておりません。石田さんがお見えになっていますからわかりますが、これは所有権移転の申請です。

現地は、地図で確認したんですが、———の———から———寄りに位置いたします。

農地法の第3条2項1号の全部効率要件は満たされております。

2号から7号には該当いたしません。

1ページの営農計画書がございますが、これに記載がありますが、もともと自分の農地であったというものを、今回、買い戻されるということです。買い戻される、でありながら、———の土地でありながら、この———という方は自分で管理されている。

果樹栽培をしたいということなので、農機具は購入予定はないとありますが、草刈機1台、農薬散布器2台とありますが、これも私は確認いたしておりません。

そういうことで、高齢ではあるんですが、———、———ですが、何か元気がいいそうで、果樹栽培に鋭意取り組むということでございますので、規模拡大は問題ないということでございます。一挙に176m²からちょっと2反以上ぐらいになるとと思いますが、耕作面積はオーケーだろうということです、皆さん方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 石田委員から何か補完することがあれば。

○11番 当該農地については現地確認しておりますので、既に果樹の苗木が植えてあります。植えた状態で、今までも全部、管理も何もかも自分でしたいと。まだ苗木は小さい状態ですけど、このたび、———が、どうせ将来にわたって管理できないからということで、もともとの所有者であった———が買い戻されるということになります。

日頃から、ちょこちょこ作業には出られていますので、ちゃんと管理してくれるものと思っております。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案35号の2は、所有権移転の申請です。

現地は、———から北西に500mぐらい行ったところにあるんですが、6月22日

に、——と——の代理である——と現地で確認を行いました。

譲り受け人の——と、7月10日に、JAの営農部へ行くということだったので、そこで聞き取りを行っています。

——の田んぼの隅に——の田んぼがあって、合わせるとちょうど長方形のような格好になるんです。——については、もう長年、高齢で耕作をされておられません。草刈りだけ。

——についても、実際はお母様、——が管理をされているんですが、御本人さんは——ですので、年に何回か帰ってきて、草が生えないように鋤くだけということを繰り返しておられます。

譲り受け人の——については、農業経験がないということでございました。ただ、野菜を作ってみたいということで、今、お勤めですが、農地を探していたところ、今回の話があり、譲り受けたいということです。

機械は、草刈機は2台既に所有されておりまして、耕うん機ももう持っていらっしやいます。軽トラは今から買うということです。

それから、奥様がいらっしやいますので、手伝いは奥さんがされる。それから、繁忙期については御両親が手伝うということで、当面、農地の維持をして、定年後は専業で農家になりたいということをおっしゃいます。

農業技術については、市内に、私の偶然近所だったんですが、1反ぐらい趣味で作っていらっしやる方がありまして、すごくきれいに、専業よりはよっぽど上手に作っているんですが、そこで一緒に習っているということですので、技術的にも特に問題はないと思います。

それから、農地法の第3条2項についてですが、第1号の全部効率要件については、妻と両親が手伝う、農機具はそこそこそろっているということで、問題ないと思います。

2号、3号は、該当しません。

それから、4号については、お住まいが——で、現地が——ですから、すぐ行ける範囲ということで、特に問題はないと思います。

それから、下限要件ですが、今回の分を足すと2反を超えますので、満たしております。

6号についても、自ら耕作されるということですので、該当しないと思います。

7号についても、今、予定は果樹と野菜を多少という話でしたが、地元の水利組合がありますので、水利組合にはぜひ加入してくださいと言ったら、そうしますということでしたので、これも特に問題はないと思います。

以上ですが、皆様の御審議をよろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 新規就農でやっていただくのは大変ありがたいことなんだけど、現状は、これ、耕作放棄地ですか。

○1番 一応管理はされていますけど、何も作っていない。

○藤井会長 じゃあ、果樹をやられるということで、その管理だけは最低限しておられる、周りに営農されている田んぼがずっとあるわけですか。

○1番 3方向太陽光です。

○藤井会長 農機具が近隣の倉庫にあるということは、営農経験がないにしてはちょっと不思議だけど、御両親がやられているとかですか。

○1番 御両親がやられています。

○藤井会長 わかりました。

御意見ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。

議案第35号の3は、———の農地を、規模拡大するために———が購入するという権利移転の案件です。

7月8日に、現地確認と聞き取り調査をいたしました。

場所は、———の東側境界のすぐそばにあります。

———は高齢で、後を継ぐ者もないそうです。

———については、先月も御報告いたしました。麦や飼料米中心の大きい農家です。

今回の調査は、農地法第3条第2項に基づきチェックをいたしました。

まず、全部効率利用要件ですが、作業する人数、機械の所有状況など、資料に記載しているとおりでした。

農作業常時従事要件については、年間を通して作業されています。

下限面積は、クリアしています。

地域との調和要件は、特に支障はないと思います。

以上のことから、農地法第3条の要件を全て満たしていると判断いたしますが、皆さんの御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案35号の4は、所有権移転の申請です。

現地は、先ほどの2に近いところにありまして、100mしか離れていません。————の北西のほうにあります。

6月22日に、先ほどのところと一緒に現地確認を行いました。

譲り受け人の————については、6月30日に自宅で聞き取りを行っております。

————ですが、————なんです、実は——にも田んぼがありまして、3反の水稲を作っているらしいです。しょっちゅう帰っておられるということです。家が——にもありますし、——にも自宅がございます。

この土地は、————の土地だったんですが、先代の————の時代から、この————が既に耕作されておりまして、野菜を作っているらしいです。今回、譲りたいということで、譲り受けることにされたようです。もう10年以上、自分で作っているということでした。——から通って作るにしては、草がほとんどない、きれいな畑です。

農地法第3条2項についてですが、1号については、もう作っておりますので特に問題はないですし、2号、3号は該当ありません。

4号については、農作業に従事すると見込まれます。

それから、下限についても満たしています。

それから、6号についても、自ら耕作をされておりますので該当しません。

7号の地域調和要件ですが、これも現在、もう耕作されておりますので、特に問題はありません。

説明は以上です。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案35号の5は、使用権貸借による権利の設定の申請です。

現地は、————から北へ300mぐらいのところにあります。————というの
は、————になります。

7月12日に借り受け人であります————と現地で聞き取りを行いました。

————については、新規就農で、今年2年目か3年目と思いますが、青年給付金の対象者で、年
4回、私も一緒に確認に行っている方です。

現地は、——の土地を————が借りて水稻を作るということで、今回、申請が上がっています。
実際には、もう手伝いをしているということですが、もっと自分でやるんじゃないかと思うんですが、
水稻を作って、特に売る予定はないということだったんですが、親戚等へ分けるということでした。

この方、トマトの専業でしたので、ここで水稻の技術も覚えて、規模拡大を図っていきたいという
ことです。

第3条2項についてですが、1号については、もう新規就農でやっていますので、問題はありませ
ん。

2号、3号は該当しません。

4号についてですが、これも毎日農業に従事をしています。

5号、下限面積も満たしております。

6号は、自ら耕作されるので、特に該当はありません。

7号についても、特に問題ははありません。

報告は以上です。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙
手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、宇多村です。

議案第35号の6は、所有権移転の申請です。

現地確認及び申請者の確認を7月11日に行いました。報告させていただきます。

現地は、——の東部、山手側の一番奥、————という地区ですけれども、その地区の自治会館があり
ます。その北東200mぐらいのところですが、わかりやすいのは、ちょうど——との境目に——

というのがありますが、その——から——のほうの海を見て、右下の位置にあります。

譲り受け人から話をお聞きいたしました。登記簿上の名義人である——という方は、既にお亡くなりになっております。そこで、相続財産管理人を定めて、そちらの管理になっていた土地を、このたび、当該用地のすぐそばの方ですが、そばにある農地で、もともと以前からこの土地を借りて管理されておられました。それで、このたび譲り受けることにしたということでございます。

営農計画書を見ますと、まず、この土地の取得の目的ですが、もともと自宅のそばにあるからということで野菜などを植えて管理されておりました。そういった状況で、また作物などは季節の野菜をそこで、この方は7反ぐらい畑を持っていらっしゃるんですが、トマトとかキュウリとかナスとかキャベツ等々を植えていらっしゃる。年間を通して耕作されている方でございます。作業は、——はお母さんと一緒に2人で耕作していたという状況です。それと、その土地の所在は自宅のすぐそばです。

それと、農機具の所有状況は、こちらに書いてありますが、トラクター、乾燥機、田植機、ミニ耕うん機、草刈機など、一通りの農業に必要な機械は全て持っていらっしゃいます。

さらに、JA防府とくち農協の正組合員でございます。もともとこの地域は野菜作りが盛んでございます。そういった中で、自宅のそばにある——の土地を借りて耕作していた状況でございました。

そこで、農地法第3条2項の各号の農地の権利移動の制限に関わる事項について説明いたします。

まず1号の全部効率要件でございますが、譲り受け人は、今、営農計画書で説明いたしましたが、全てを効率的に利用できると思えます。

第2号の農地所有権の適格法人等の法人の規定及び3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件でございますが、譲り受け人は農作業を行う日数については、もう十分お母さんと一緒に農作業に従事すると判断できます。

第5号の下限面積要件でございますが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件でございますが、この方自ら耕作しているということで、今回の権利移動による周辺土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障ないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えていますので、皆さん、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、よろしく申し上げます。

○16番 16番、内田です。

35の7は、所有権の移転の申請です。

現地は、7月の10日、藤井会長と石田委員、私、内田と事務局2名、計5名で確認いたしました。

場所は、——から道幅が狭い市道を北側へ上りまして、山手に位置します。

この案件については、関連がある事項が多いんです。次の第4条で、議案36号の1、第5条で37号の8と9に、これ全て関連がありますので、一括上程させてもらいたいと思います。後ほど、合わせて皆さん方に御審議いただきたいと思うんですが、よろしいですか。この案件だけでやりますか。

○藤井会長 いやいや、後で、第4条で。

○16番 第4条、第5条の全部、事務局の説明があった後にやりたいと思うんですが、皆さん方も御了解してやってください。随分複雑なんです。

○藤井会長 はい、わかりました。じゃあ、第5条の説明が終わったときに。

○16番 はい。

○藤井会長 じゃあ、7番は後ほどとさせていただきます。

続きまして、議案第36号に入ります。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の3ページと、資料が15ページになります。

議案第36号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が1件出されております。

転用目的は、自己用住宅敷地拡張です。

農地区分は、集団農地面積30haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。

許可該当法令は、施行規則第35条第5号の既存施設の拡張です。

以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 先ほどありましたように、これは後ほど説明していただきます。

続きまして、議案第37号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 続きまして、説明させていただきます。

議案書の4ページ、資料は21ページからになります。

議案第37号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されております。

転用目的は、太陽光発電設備3件、駐車場2件、建売住宅2件、資材置場・駐車場1件、自己用住宅敷地拡張1件、自己用住宅1件です。

受付番号1、資材置場・駐車場です。

農地区分は、集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2、駐車場です。

農地区分は、集団農地面積2.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号3、駐車場です。

農地区分は、集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号4、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号5、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号6、建売住宅です。

農地区分は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号7、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積0.08haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号8、自己用住宅敷地拡張です。

農地区分は、集団農地面積30haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第35条第5号の既存施設の拡張です。

受付番号9、自己用住宅です。

農地区分は、集団農地面積30haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。

受付番号10、建売住宅です。

農地区分は、集団農地面積1.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明お願いします。

○16番 16番、内田でございます。

37号の1は、資材置場及びその駐車場という転用申請でございます。

7月の10日に、藤井会長、石田委員、私、事務局2名、計5名で現地確認させていただきました。現地は、21ページ、22ページの—————の—————の山裾の山道をずっと山のほうに上がりまして、—————の太陽光発電設備が真横にあるんですが、大規模な太陽光発電設備がございました。この奥に農地があるんだろうかというような所だったと思っております。

23ページのとおりですが、現状は、もう山林です。何十年と耕作されたような形跡はございませんでした。これを資材置場、駐車場に転用申請がされるわけです。

26ページの被害防除計画でも、全く問題はありません。もう山に近いようなところでした。

皆さん方に御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○10番 10番の田村ですが、24ページの現在の資材置場の状況というか、—————のところにあるんですけど、粉じんの報告があったように聞きましたけど、その辺はどうなんでしょうか。これとは、また別なんですか。—————で、コンクリートの廃材なんかを盛って、この周りに粉じんが出たという、そういう報告を聞いたことがあるんですが、その点はどうでしょうか。

○藤井会長 事務局、—————、何かクレームが来た。

○事務局 周りの方から保健所に。（発言する者あり）

○藤井会長 じゃあ、あれの代替ということですか。

○事務局 そうです。

○藤井会長 その辺、田村委員さんに話している。説明してあげて。

○事務局 24ページの事業計画書の上から2段目のところに、現在の資材置場の状況ということで、—————というところがあるんですけど、ここは農地なんですが、届けがされずに資材置場等にされている所で、御近所の住民の方から、農業委員会にも連絡があり、保健所にも何か連絡があったようでございます。

保健所も動かされていたんですが、4月頃からこの話があって、先方とも接触していたんですが、先月話をしたときに、——の資材置場をやめて、こちらの、今、出されております——に移転するというのを聞いております。なので、現状、——の土地をパネルで囲ってあるんですが、いずれは撤去されて、買われたときの状態に戻されると聞いております。

○藤井会長 だから、今のところを元に戻して、その後どうするかは引き続き確認しなくちゃいけないが、とりあえず今の所では廃材は置かないという。その点、今回は山の中ですから、周りに迷惑をかけることはない。

よろしいですか。

ほかに御意見ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それじゃ、御意見がないようですので、採決に入ります。1番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 私が代行させていただきます。16番、内田です。

37号の2は、——のその駐車場への転用申請です。

7月の10日に、藤井会長、石田委員、私、内田、事務局2名、計5名で現地確認させていただきました。

現地は27ページの——、——の隣ですが、ちょうど——の真ん前に位置いたします。

現状は、草刈り等できっちり管理はされていますが、長く耕作されたような形跡は見えませんでした。

30ページの事業計画書のとおりなんですけど、——には専用駐車場がなく、長い間念願ではあったようですが、現状は——の駐車場を借り受けてしのがれていたようでございます。——も130名程度でございますので、——の行う年間行事、運動会とかについては、今頃はおじいちゃん、おばあちゃんもたくさん来られますので、駐車場がないと、周辺の道路に駐車されますので、地区民からの苦情もあり、警察署からも指導があったこともございますので、今回の確保で解決できると大変喜ばれているということでございます。

32ページの被害防除計画でも、問題はないと思います。

皆様方の御審議をお願い申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3、4、5、太陽光発電設備で関連がございますので、これ、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

今、議長からありましたように、議案第37の3から5は、ここに記載はありませんが、いずれも—————が取り扱っている、一連の関連がありますので、一括して報告したいと思えます。

—————の農地を、—————があらかじめ—————と交渉し、太陽光発電事業を主体とするものをあっせんして、その条件が整えば農地転用をしたいとする申請でございます。

また、—————の農地については、—————の農地に入る進入路がないため、併せて農地転用の申請となったものです。進入路と駐車場という形になります。

7月12日に、吉本小委員長さんと事務局の方2名、農地の現地確認をいたしました。

なお、今回関係する農地の所有者、—————と—————、また太陽光発電事業を主体とする—————と—————には、いずれも7月15日に、これは電話にてヒアリングをいたしました。また、—————の—————とは、このたびの申請に当たり、若干、事前をお願いすることがありましたので、来宅いただき、いろんなことに対して相談した結果、私のほうでお願いしたことを、6月25日、全てその対応を解決していただきましたので、この結果について御報告をいたします。

農地の現況は、草刈り等の保全管理はされております。

この当該農地の場所は、お手元の資料の33ページのとおり、—————の—————の—————に隣接した、すぐ北側にあります。

まず、—————の農地は、お聞きしますと、40年以上耕作しておられません。最近、そうは言っても、少し農業でもやろうかなということで、農協でやっておられる塾や研修会に参加して、営農しようとしていたんですが、実際やろうとしたところ、用排水路、40年以上もやっていないということで、そういったもののインフラ整備は全然だめだということ。また、私もすぐ近所なので確認しておりますが、草刈りも年5、6回刈っておられます。草刈りの作業も、暑いときは熱中症になられて、とても無理だということで、農地バンクにも、何とかならないかと相談されておられたんですが、インフラ整備がしっかりしてないということで断られたそうです。

そういったことで、1年前より、—————に相談されたところ、今回の運びになったということでございます。

また、—————の農地は車での進入路がないため、すぐ隣接している—————の農地、—————の農地を、急遽、これは—————が購入されて、駐車場兼進入路として申請されたものです。

なお、—————も、この農地は、ほぼ—————と同じで長い間耕作はされておられませんでした。

それから、—————と—————のこれへの対応の資金繰りをどうしているかと確認いたしました。

いずれも初めての太陽光発電事業だということでもあります。資金計画書が提出されておりました、本人からも確認いたしました、いずれも金融機関等に申し込まれて、既に融資を受けることが決定されておりました。

なお、38ページ、44ページ、50ページの被害防除計画書については、雨水のため、排水計画は自然流下となっておりますが、昨年の5月の月例総会の議案第20号の8と9で報告しておりますとおり、この一帯が太陽光発電する計画が予定されております。前回は第1弾で、今回は第2弾。今のところ、3弾、4弾ぐらい続くと思いますが、そういった形で、既に————のほうで検討が進んでおります。

そういったことから、————に、最近は集中豪雨が頻繁にある、異常気象が続いているので、少なくとも排水路だけはちゃんとしたものを作ってくれとお願いし、これも既に了解をいただいております。

なお、水利関係者からの同意については、地元の水利組合、それから私がお世話しております——水利会及び——土地改良区のいずれも承諾をいただいております。

この申請農地は、第2種農地であります。

以上のことから、一般基準それから立地基準の審査基準はいずれも、私が調べた結果、クリアしているものと判断をいたしますが、皆さんの御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。

1つ、お聞きしたいんですけども、37号の4で、————が3号の土地を買われたんですよね。

○8番 そうですね。

○藤井会長 駐車場と搬入路として、南側の土地を購入されて、道路として設置されたわけでしょう。

○8番 そこを説明しましょう。

————の土地がありますね、買われるところ。ここと、————の土地、これ、駐車場と進入路。それで、————の土地の線路側、山陽本線側、ここに4mぐらいの道路を付けて、突き当たりの————、ここに行けるようにということで、これは————と————がその辺の対応を、多分無償であろうと思いますけれども、その通路を利用させてくれ、いいですよ、という契約は結ばれると聞いております。

○藤井会長 わかりました。

だから、これ、第3弾として、その後、上とか横の土地も太陽光ができるということ。

○8番 今の予定はそうです。

残念ながら、私の土地もちょっと入っているんですが、これは、小委員長さんと話して、実態を見ると、本当どうにもならない。周りが全部太陽光になって、私の土地だけ残ってしまう。もともと宅地だったらしいんですが、残ってしまっ。相続で私は初めて知りまして、そういう土地が残っているんですが、小委員長さんにはその旨、現地で説明させていただきます。

○藤井会長 以前、39ページで、今の申請地の横にある、これは、家の方には了承取れているということなんですよ。

○8番 これは、何か倉庫を作られていた方が……。

○藤井会長 左側は、これ、家でしょう、37号の5の左側は。

○8番 これは倉庫です。でも、今、これはもう取っ払っているんです。

○藤井会長 あの1軒の家の了承がとれていたら、仕方ないんじゃないかと思えますけれども、大変なところに家があるから。

○8番 もともと家があったんです。

○藤井会長 わかりました。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。3、4、5、御承認いただける方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、4番、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、内田です。

37号の6は、建売住宅への転用申請です。

7月の10日に、藤井会長、石田委員さんと私、事務局2名、計5名で現地確認させていただきました。

現地は51ページと52ページ、———より———、———脇を通って、———側道まで走りまして、その側道沿いにございます。道路のすぐそばに1.5m幅の用水路がございました。この周辺は、農地はまばらで、住宅化が進んでいるところのございます。

長い間、この土地は、耕作されたような形跡はございませんでした。でも、草刈り等はされておりました。———にお住まいです。

そばには、譲り渡し人の———にお住まいの———の雑種地があるんです。53ページです。この黄色いところが雑種地です。今回の農地と合わせて売り払われる予定でございます。55ページに、6棟の建設予定があるようございます。

周辺の現状からして、住宅地が多いんですが、これはもうやむを得ないのじゃないか、農地としての活用はもう無理じゃないかという気がいたしました。

ただ、54ページの事業計画書に、————、販売計画のところがちよっと不備だという気がしたんですが、「工事完了後、販売予定」と書いてありますので、もっと具体的に書いてほしいということ、これは事務局のほうから伝えてございます。

この点も合わせてですが、皆さん方の御審議をお願い申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

先ほどの確認の件、事務局、何かありますか。

○事務局 事業計画書の件ですが、内田委員から御指摘があった後に、行政書士に指摘したところ、すぐに事業計画書の訂正が行われて、再度提出をされております。「工事完了後、販売予定」の後に、「ホームページ、新聞折り込み、広告などで告知・宣伝を行う」と追加されております。

○藤井会長 今を含めて、何かあったら御意見をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第37号7番の、これは太陽光発電設備による所有権移転の転用許可申請でございます。

議案書の57ページをご覧ください。

場所は、左下のほうにありますけど、————の東側になります。もう、このあたり一帯、太陽光で埋まっておりますけれど、7月の11日午後4時に、事務局の2名と宇多村小委員長と私の4名で現地確認をいたしました。

また、17日の午前中に電話でお話ししたんですけど、譲り渡し人の————、そして譲り受け人の————にお話を聞きました。

————によりますと、私もここ、随分見させていただいているんですけど、本当に大変なところになっておりまして、排水が悪くて、稲作もできないし、畑作もとてもじゃないけど不可能になってしまったというお話でございます。

すぐ、近隣のように太陽光を考えていらっしゃったそうですが、金銭面の折り合いがつかなくてやめていたそうです。それで、このたび、————を通しまして————の紹介があり、価格交渉がまとまって、手放すことになったそうです。

——には、近隣の方との折り合いとか、それから水路の清掃、これもきちんとしてくださいと
いうことをお願いしておきました。御本人も、しますというお返事でした。

以上でございます。御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決承認いたします。

続きまして、8、9番プラス議案第35号の7と36号の1、合わせて一括上程させていただきます。
地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の内田です。

これは、先ほど立ち会いしましたとおりでございます。

まず、わかりやすいのが、63ページの地図を見てもらえますか。——とありますが、
マーカーがありますが、あれの右側の太い線のところ、あれが農地です。これが第3条です。35号
の7で、——が購入されたところです。これから入ります。

この案件ですが、35号の7は、第3条で買われるんですが、——が規模拡大でこの農地を買
われるわけです。これは、——、現在も1町1反余り作っておられるわけですが、農地法第3条
2項の1の全部効率利用要件は満たされております。

2号から7号については、1町1反も作っておられるわけですから、大規模農家ですか
ら、——は鋭意農業に取り組んでおられますので、これは問題ないと思います。

今度、63ページを見てもらったらよくわかるんですが、次に36号の1です。

これは、第4条による自己用住宅敷地拡張です。マーカーのあるところの——のところで
ございますが、ここの小さい四角のところでございます。これは、——が、18ページ、
19ページにありますように、ここにカーポートがあるんです。17ページを見てもらったら、緑色
のマーカーがあるんですが、このカーポートを建築申請されたんですが、既に建築済みだったので、
始末書を提出していただいたということでございます。

それと、37号の8ですが、これも——ですが、これが自己用住宅の敷地拡張でございま
す。これは63ページを見てもらったらわかるんですが、複雑なんです。63ページの8、この小さ
い道路がありますね。37号の8は0.78m²です。これは、水田を購入された——、こ
の大きな水田を買われたんですが、息子さんが、お父さんから一部分を譲り受けて、自己用住宅を作
られるわけです。この小さな0.78m²のすぐ隣です。これを作るときに、面積の調査で、一部分越
境していた。だから0.78m²なんです、これを、37の8で——のところ。そう

いう案件になっているんです。今回の申請になったということでございます。

次に、37の9に入るんですが、————、——の方ですが、お父さんから購入されたものから自己用住宅を作られるということでございます。これは、周辺は1種農地ですが、住宅地の隣接ということで、開発許可準備申請中でございます。10日の時点の確認の際には、一部、もう工事屋さんが入っておられて、配水工事等が開始されておりました。

以上ですが、被害防除計画についても周辺に問題はないと思いますが、皆さん方の御審議をお願い申し上げます。

以上でございます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入りますが、簡単に言うと、37号の9で————が家を建てたいということですよ。じゃあ、その周りの田も買ってくれといったのが35号の7です。測量した結果、————のところに無断転用や一部越境が見つかったということでございますので、流れはそういうことですので、それを踏まえた上で、御意見のある方、お願いします。（「よくわかりました」と呼ぶ者あり）

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第35号の7、36号の1、37号の8、9、御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4議案、可決承認いたします。

続きまして、第37号の10、お願いします。

○16番 また16番の内田です。

37号の10は、建売住宅への転用申請です。

これも、同じく7月の10日に、会長と石田委員、私、事務局2名、計5名で現地を確認させていただきました。

現地は、75、76、77ページですが、————を————に向かいまして、————の南側、新幹線の高架下に位置いたします。77ページのように、上側は、既に————により建売住宅の建設用地として整備されておりました。これに合わせて、7棟を建設用地として申請されるものでございます。

これも、先ほどと同じようですが、周辺は住宅が大変建ち並んでおりまして、当該農地は現状では草地でありましたが、近年、耕作されたような様子はございませんでした。

78ページの事業計画、80ページの被害防除計画にも問題はないと思います。

先ほどの建売住宅の案件同様、周辺の現状からして、やむを得ないのじゃないかと思えます。

皆さん方の御審議をお願い申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決承認いたします。

続きまして、議案第38号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案書6ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第38号につきましては、事業計画変更承認申請が1件提出されております。

番号1番につきまして、平成30年1月5日付、資材置場で一時的な利用として転用許可を受けたものですが、県発注砂防工事の工事期間が延長になったため、期間延長の申請をするものです。

転用目的についての変更はありません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

これは、期間とかは未定ということですか。

○事務局 期間は、平成30年の7月31日に出ております。

○藤井会長 これで、事業計画が変更になった。変更後は。

○事務局 変更後が7月31日です。なので、手順とすれば、1か月申請が遅れているという状況ではあるんですが、先月の末に延長の手続の申請が出て、7月31日の工期の変更承認申請という形になっております。

議案とすれば、今日、議決という形にはなって、手順とすれば走りながらという形になっているんですが、工期とすれば7月31日までの延長になっております。

○藤井会長 じゃあ、8月には更地に戻すということ。（発言する者あり）はい、わかりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第38号の1、御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、議案第39号、議案第40号を一括上程いたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書7ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第39号につきましては、平成30年7月26日公告予定の利用権設定の申請が5件提出されております。

農地の集積面積は、1万7,035m²でございます。

内容としまして、5件中、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が2件、所有権の移転が1件、再設定4件となっております。それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第40号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書9ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第40号につきましては、県で公告予定の利用権設定が3件です。

内容としまして、議案第39号の番号3番から5番までについて、公社から貸付を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第39号、議案第40号、御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第39号、議案第40号、可決承認いたします。

次に、報告事項が議案第47号から54号までございます。目を通していただいて、御意見があればお願いいたします。

○11番 49号は、会長が解除をされているのは、―――に移行されて。

○藤井会長 私たちですか。これ、私がちょっと離れた――で1町ばかり作っていたんですけども、すぐ近くの担い手、若い新規就農者が、野菜を作るまとまった土地が欲しいということで、私のほうの契約を彼に差し替えるために解約をしたものです。

議案第40号の1、2につきまして、地元委員さん、何か皆さんに説明しておくことございません

か。—————のことですけど。

じゃあ、私のほうで。1、2の—————ですけども、これ、従来、——がやっていた——、——にありますが。従来、——が作っていたハウスですけども、これが営農をやめて、——に返ってきたものを、今度、新たに——があそこでトマトを作るということで——から借り受けるということで、——にして、営農の規模拡大を図ったという議案でございます。

○16番 この件については、——さんも、今の——のほかの棟はまだそのまま持っておられるんですよね。

○藤井会長 そうですね。まだ、今、利用をいろいろ考えているところです。

○16番 今回の花博の関係で、ユリのポットをたくさん、1万2,000鉢、「1万3,000」と呼ぶ者あり）花博でユリの花を咲かさないといけないからという応援依頼が来ているんです、大道地区の女性の方へ。順次、探していかないといけない。あのバラ園の中でやられるみたいですが。

○藤井会長 もう既にやられているんですか。

○16番 いやいや、まだ説明会が終わったぐらいで、お盆ぐらいから。

○15番 今月末から。

○藤井会長 9月には、もう出荷しなくちゃいけないわけですね。その件、JAさん。

○5番 タッチしていません。

○16番 タッチしていない。

○藤井会長 というのが、県から、あそこ用の花の苗が必要だから、各県内の花の生産者に依頼しているんですけれども、それでも足りないので、JAさんにやっていただけないかという話がありました。

ただ、JAはやってもいいんですけど、やった場合に、JAとして農作物を生産して売ることではできませんので、集落営農の方をお願いをして、お手伝いをいただいて販売して、県に確保していただくという形を取らざるを得ませんでしたので、大道の集落営農の皆さんの力を借りることになったと思います。

受けたものは失敗できませんので、よろしくをお願いします。

○16番 JAさんの御指導のもとですから、何名か選りすぐりの女性班でいきます。どこの集落営農法人も、女性班の方が活躍しないといけないですから。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案審議は閉じたいと思います。

午後4時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 7月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員